浄化槽からの切替で

下水道使用料が 1年間 「781円(税込)/月」に!

公共下水道使用料を減額します

浄化槽を廃止して公共下水道へ接続した場合 下水道使用料が1年間基本料金のみになります。

■対象要件

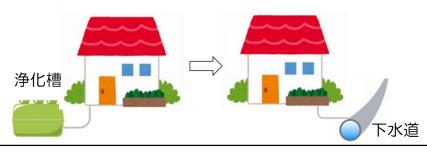
住宅または事業所において、<u>供用開始の日から3年以内</u>に、既設の浄化槽を廃止して 新規に公共下水道に接続する工事をし、使用を開始した場合で下記の要件を満たすもの。

- (1) 市内に本社・本店のある排水設備指定工事業者を利用した工事
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 排水設備工事の完了検査日から1か月以内に申請すること

■提出書類

- (1) 公共下水道使用料減免申請書
- (2)納付等状況調査同意書

(世帯全員の氏名、住所を記入し、押印してください。)





◆ 例えば、1か月に水道を30㎡使用しているご家庭では・・・

基本料金(5㎡) 710円

超過料金(146円×25㎡) 3,650円

消費税額(10%) 436円

計 4,796円

消費税額(10%) 71円 計 781円

基本料金(5㎡)

1年間で

4.796円×12月=**57.552円**

781円×12月=**9,372円**

減額制度が適用されると

1年間で、48,180円減額となります

※ 適用後1年間に限り

※ 供用開始とは、下水道の整備が完了し下水道を使用できるようになることです。

710円